

令和5年度決算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。
また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としましても、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和5年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 139,527 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,356,103 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	256,353	192,233	0	0	16,149	47,971
	老人福祉事業	14,033	0	0	2,254	2,967	8,812
	児童福祉事業	699,884	498,207	0	11,297	47,949	142,431
	小計	970,270	690,440	0	13,551	67,065	199,214
保健衛生	予防事業	29,514	417	0	0	7,328	21,769
	小計	29,514	417	0	0	7,328	21,769
社会保険	国民健康保険事業	106,336	49,005	0	0	14,439	42,892
	後期高齢者医療事業	45,478	33,660	0	0	2,977	8,841
	介護保険事業	204,505	15,042	0	0	47,718	141,745
	小計	356,319	97,707	0	0	65,134	193,478
合計		1,356,103	788,564	0	13,551	139,527	414,461

令和6年9月25日
錦町長 森本 完一